

令和3年白川町議会第3回定例会会議録（第3日）

1. 応招年月日 令和3年10月8日（金）午前10時 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 一般質問

日程第3 発議第6号 庁舎建設特別委員会の設置について

日程第4 発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

日程第5 発議第8号 こども庁の設置を求める意見書について

日程第6 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第7 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 杉山哉史君、 3番 伊佐治優君、
4番 三戸勝徳君、 5番 田口守也君、 6番 佐伯好典君、
7番 梅田みつよ君、 8番 安江孝弘君、 9番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	細江茂樹君、	副町長	佐伯正貴君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	安江章君、
企画課長	長尾弘巳君、	町民課長	藤井勝則君、
保健福祉課長	三宅正仁君、	農林課長	藤井寿弘君、
建設環境課長	藤井充宏君、	教育課長	大岩裕樹君、
会計管理者	今井健吾君、	林業専門官	梶浦善孝君

6. 職務のために出席した者

事務局次長	今瀬恵美君、	書記	藤澤憂貴子君、
書記	今井寧菜君		

7. 会議の経過

（議長 9番 藤井宏之君）

- 議長 皆さんおはようございます。本日は第3回定例会3日目最終日となりました。議員の皆様また執行部職員の皆様方にはご参集をしていただきまして誠にありがとうございました。先月9月30日に緊急事態宣言が解除されまして、若干緊張感が薄れた気持ちになってきておりますけれども、引き続き手洗い、手の消毒そしてマスクの着用、そしてなるべく三密を避けていただきたいということで、再びこれ以上の感染が広がらないように各自で気を付けていただきたいと思います。また昨晚は、10時過ぎに関東の方で震度5強の地震がありました。ご存じのよ

うに公共機関等にいろんなインフラも被害を受けまして、また埼玉の方では住宅の火災もあったようなことでありました。本当にこうした全国的に最近あちこちでこうした地震または災害等が多くなってきている時期となりました。どうか自分の命は自分で守るという防災意識を更に強めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これで挨拶とさせていただきます。

なお、本日の会議は、CCネットの中継録画及び広報担当職員による写真撮影並びに新聞社による写真撮影・録音機・パソコンの持ち込みを許可しておりますので、ご承知おきください。

○ 議 長 ただいまの出席議員は、全員であります。よって会議は成立しました。

○ 議 長 ただいまから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議 長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、9番 安江孝弘君、1番 渡邊昌俊君を指名します。

○ 議 長 ここで、町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。町長。
(町長 細江茂樹君 登壇)

○ 町 長 議長さんのお許しができましたので、ひと言ご挨拶申し上げます。

私は、このたびの白川町長選挙におきまして、当選の榮に浴し、9月13日を持ちまして白川町長に就任させていただきました。選挙において過半数の得票をいただくことができたとは言え、選挙結果を厳粛に受け止め、前任者をはじめ白川町を築き上げてこられた諸先輩方のまちづくりへの思いをしっかりと受け継いでまいります。

町民の皆様から指示をいただくことができましたのは、あくまでも政策中心の選挙を行い、町民皆様の声を幅広くお聞きし策定したマニフェストが広く受け入れられたものと考えます。

今回の町長選挙を通じて、私が一貫して町民の皆様に訴えてまいりましたのは本町の将来の明確なビジョンの再構築、積極的な情報公開、そして真の協働による住民自治のまちづくりであります。その内容を政策体系にとりまとめたものが、「子ども、孫たちの代に豊かなまちを残すため」と題したマニフェストであります。「急速に進む人口減少の中、子ども・孫たちの代に豊かな町を残すため、時代の動きに対応した新たな発想を積極的に取り入れる」を基本理念に、5本の柱、25の項目により構成しています。所信表明にあたり、施策の5本の柱に沿って特に傾注する内容についてご説明申し上げます。

第1の柱、豊かな町づくりでは、本町に適した農業の在り方を研究し、スマート農業などの推進を図るとともに、将来を見越して茶生産組合の合併を推進しま

す。林業においては、山林所有者の素材の取引価格向上と、建築等関連産業従事者の所得向上を目指し、高付加価値化に必要な整備を行います。あわせて、林道、作業道の整備、機械化と効率化を支援し、低コスト化による林業経営の基盤を整備することで、儲かる農業、儲かる林業の実現に努めてまいります。

また、コロナ禍での疲弊が危惧される商工関係においては、既存の地域通貨である地域振興券の活用や商工会との連携により、地産地消と地元消費者の町内会回帰を進めてまいります。

第2の柱、子育て・教育環境の充実したまちづくりでは、タブレットを活用したプログラミング学習や、地域の良さを発見するための「ふるさと教育」を進め個々の可能性を発掘できるような教育の推進を図ります。また、学校の再編については、地域の合意形成を得ながら検討を進め、将来的には新校舎の建設に向けた計画準備を行い、教育施設の適正な管理を図ってまいります。教育委員会において教育長を中心として推進していく所存であります。

第3の柱、人生100年時代に向けたまちづくりでは、若い世代から生活習慣病予防に向けた各種健診を受診しやすい環境づくりと、受診意識の向上を図る啓発活動を充実させ、健康寿命延伸のための施策を講じてまいります。また、高齢者の持つ技術を活かすため、シルバー人材センターへの登録、活用を推進し、生きがいをもっていつまでも働ける生涯就労のための環境整備を進めてまいります。

第4の柱、持続可能なまちづくりでは、町内に数多くある空き家をはじめ、学校統合により廃校となった施設、新庁舎建設後の現庁舎や、使われていない町有地などの遊休資産の利活用を進め、あわせて公共施設については、その耐用年数や利用状況を勘案し、廃止も視野に入れた計画的な維持管理を進めてまいります。

防災面では、その中核的な存在である消防団の負担軽減と処遇改善を図り、組織としての能力の向上を目指すため、機材の見直しと訓練内容について消防団幹部と調整を行いながら進めてまいります。あわせて上麻生防災をはじめとしたハード面の強化についても関係機関と連携し早期完成に向け財源確保等に努めてまいります。

公共交通については、様々なご苦勞の中で今日まで進められてきた体系を基本として、その時代にあった、その時々ニーズに対応したシステムを推進してまいります。

第5の柱、自立したまちづくりでは、既存の広報紙、ケーブルテレビの充実はもちろん、様々な媒体を用いた積極的な情報発信により、若者から高齢者まで幅広く情報共有を進め、あわせて町政報告会の開催や各種媒体による意見聴取により、直接かつ広く町民の声に耳を傾け、これを町政に反映してまいります。

新庁舎の建設にあたっては、町民の直接影響のある窓口業務と、業務全般の見

直しを行い、ワンストップサービスを目指し、ランニングコストを考慮した施設整備を推進してまいります。また、ICTの活用による電子申請等を進め「行かない書かない役場」の実現と、保健福祉、商工、農林業などあらゆる分野でのICT化についても検討を進め、チャレンジしてまいります。他にも、町民以外の白川ファンも巻き込んで、人と人をつなぐことで生まれる収入や関係人口の創出を目指します。

私がこの任期中に取り組むべき施策は、このマニフェストに集約されています。これに従って職務を全うし「明日の白川町のために」舵を取ってまいりたいと思っております。

本日の所信表明にあたり、あらためてマニフェストの骨格をお伝えし、皆様にご理解とご協力をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◇日程第2 一般質問

- 議長 日程第2 一般質問を行います。

今回の定例会には、6名の通告がありますので、通告順にこれを許します。なお、一般質問については、申し合わせにより、今までの大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式はこれまでどおり、質問回数は、1つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。

また再質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願いを申し上げます。

- 議長 8番 安江孝弘君。
(8番 安江孝弘君)

- 8番 議長のお許しをいただきましたので、私は私の一般質問は前にも行っておりますが、その答弁が町長答弁としておりましたけれども、課長だけの数字的な答えだけでした。今回は、数字的な答弁も必要ですけれども、町長に自らのこのことについてお尋ねを致しますので、よろしくお願いいたします。

まず一般質問に入る前に私は8月行われた町長選挙、町議会議員選挙に非常に怒りと言いますか、何か複雑な思いをしたことは事実でございます。それは何かというと、町長選挙白川町全体を担う町長選挙と町議会の選挙が同時に行われる。本来なら町長に対して町議会の皆さんもこぞって応援しなきゃならないのが、同時選挙で議員も自分の選挙が一杯で町長の応援なんかとてもやってられない、このことについて非常に私は違和感を感じたわけでございます。どうしたらこの

前から別々にやっていたのが、今度一緒になってしまっていて、ずっと来ているわけですが、何と言っても全然私は今回の選挙、自分自身も町長と一度も会ったことがありません。そういうように、押そうと思っても言おうと思っても、これはまずいと思ったことを言おうと思っても言えない。それぞれ自分の選挙が大事ですから飛んで行ってしまおう。そして選挙というのは、私はずっとやってきましたけれども、四十何年12回やってきました。しかしいかにも、選挙らしい選挙をやっていない。これは町民の皆さんからかなりの指摘をいただいております。まあ私は次回からは選挙はないと思っておりますけれども、このことについてもう少し執行部も議員をやられる方々もこのことについてもう少し勉強と言うか、その気持ちを議会の中でも訴えて、そして別々にやっていく。同時選挙だからいい町長ができない、いい議員が生まれないということではございません。ただ折角この一人の町長として選ぶ人をそういう形の上で私は同時選挙ではなく、別々にやれるような工夫を今後議会においても考えてほしいなと思っております。

では、私の質問をさせていただきます。私は前回、前々回ですかやっておりますが、今回の質問も国道256号線の早期改良、2つ目は県道白川福岡線の早期改良について、これは数字的には課長で結構ですけれども、一体この方針をどういうふうな状況で改良し、早期に促進をしていくかという根本的な事については町長から答弁をいただきたいと思っております。

白川町全体で少子化、人口減少が続いている。特に白川町では深刻であります。限界集落や2014年5月には日本創生会議から出された「消滅可能性都市」に郡内5ヶ町村が入っています。

これは、2040年までには白川町がなくなってしまうかもしれないということです。今こそ、若者が立ち上がり行動をし、私たち高齢者はその収穫の喜びや果実を味わうことができないかもしれません。しかし、今種を蒔かなければなりません。そこで、町で計画のあることについて庁舎建設計画や白川町の3中学校と白川町小学校の建設に向けてやろうとしているが、そのためには、まず佐見地区を通る国道256号線、そして黒川での白川福岡線について、答弁をお願いするわけですが、数字的にはとにかく256号線については総延長が20,724m、改良済みが8,120m、未改良部分が1万余もあるわけでございます。今後、10年間にどのようにして、どういう陳情要請をして、そしてこの改良を短縮して改良していくかということについて根本的な答弁をお願いしたい。

次に、黒川地区を通る白川福岡線ですが、この全体はだいたい45%完成しておりますが、延長が20,202m、改良済みが9,087m、今後この令和までの道路計画を町長はどのような方法で、数字はあとからまた聞きますけれども、どういう状況でどのような方法で、何年を目途に両方の路線を考えていかれるか。

また国道256号線は路線を現在のままで行くのか、路線変更をして新しい道路を造っていくのか、そのことも含めてお尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長 答弁を求めます。建設環境課長。
(建設環境課長 藤井充宏君)

○ 建設環境課長 まず数字の件でありますけれども、国道256号につきまして議員からは改良済み区間が8キロぐらいと説明がございましたけれども、私共で調べた最新としましては11キロとなっております。未改良区間が12キロではなく、9.5キロぐらいとなっております。それから白川福岡線につきましては、議員からの数字は9キロが改良済み、未改良が11キロぐらいとのお話でしたけれども、最新の数字では改良済みが13キロ、未改良が約7キロということになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは数字以外の事について少し触れさせていただきます。国道256号と県道白川福岡線について、令和10年までの道路改良計画をどうするのか。令和10年とのことですので、今から7年後までの計画がどうなっているかというご質問と承りました。このことについて答弁します。

議員ご存じのとおり、どちらも県管理道路であり、所管は可茂土木事務所です。町では、新たな道路改良計画の樹立について、可茂土木事務所に対し、毎年要望しているところです。

今回、議員から一般質問の通告を受けましたので、改めて可茂土木事務所にお問い合わせのところ、「現在白川町内で施工中の工事、256号では大寺・小野バイパスと渡合工区の改良、白川福岡線では黒川バイパス下之平工区、それ以外でも恵那白川線で中の瀬の改良について早期完了を目指し事業を進めています。道路改良事業は限られた予算の中で事業を進めており、今後の新規箇所については未定です。」との回答でありました。

我々住民にとりまして、この2路線の今後の道路改良計画は非常に關心ある事柄ですが、国がコロナウイルス感染症対策を最優先にして取り組む中、道路予算に限らず各種予算が先行き不透明な状況でございます。予算を伴う将来計画の話となると、慎重な回答にならざるを得ないものだと思います。

ただ、国は昨年12月、コロナ禍真っ只中にあっても「防災・減災、国土強靱化のための5ヶ年加速化対策」を打ち出しています。これにより今後5年間、道路防災関連の事業は着実に推進されるものと思われれます。

しばらくの間は、快適性よりも安全性に重点を置いた道路施策になると思われれますので、町内の県道各路線において、防災系の道路事業を着実に進めてもらえるよう、国・県に対し要望してまいります。もちろん遠距離バス通学への道路改

良の面からの支援や新たな道路改良計画の樹立についても、引き続き要望してまいります。私の方からは以上でございます。

○ 議 長 町長。

(町長 細江茂樹君)

○ 町 長 これはいつも言われることで、昨年3月の一般質問として提出をされております。その中で前の横家町長も話をしてみえるんですが、やはりなかなか町単独では出来ない。それについては地域挙げて要望とかそういうものを挙げていかないと思っておりますし、先ほど言われた10年計画をどういうふうにするのかということですが、今の課長の答弁の通りで、非常に難しいということでございますし、当面は道路の拡張と、それに伴う安全面の確保と言うのが一番大切でありますので、その辺を重点的にやっているということでございます。

今のところ、現在やっている256号の工事総額、小野大寺バイパスについては1億4千万円ほど、落石防止については5千万円ほどという工事です。それから今言われますように、なかなか改良が出来ない度合の所ですね。上流部はだいたい完成しておりますが、下流部の部分、冠水する部分については一応設計とかそういうものについては出来ていますが、地籍調査とか測量を行わなければなりませんので、そうしますと地権者と図面との整合性がとれないということで、今ちょっとその辺で止まっておりますが、早急に進めていってもらえるような感じ です。

また地域として要望しておりました上麻生防災のトンネルの残土を持ってきて埋めるとして使って、国道の方を拡張していくというようなことで要望はしております。

一番今進めなければならないのは、先ほども課長が言いましたように、この大寺バイパスを集中的にやっていくということになっておりますので、その辺だけお願いしたいと思います。これも橋が下呂白川線についての橋梁部分等がかかりますし、また大寺地内の大野橋の書き換えがありますので、これも相当な金額がかかってくるかと思えます。新規に造っているバイパスの中でも橋が1本造ることになっておりますので、その辺だけご了解をさせていただきたいと思いますし、また256号線については期成同盟会を立ち上げております。これも一軒一軒会員費ということで、一軒当たり千円をいただいて、そして地域をあげて道路改良とかそういうものの要望に使っておりますし、支障のある道路についても地元でやるというようなことも積極的にやっております。ただ、安江議員の言われる県の要望とかそういうものについては、この2年間コロナの関係でなかなか出来ていないということですので、来年度になるかと思えますが、これが収まれば行くかという話もありますので、その辺でしっかり要望していきたいと思えます。

最後に一つだけ、路線をどういうふうにするかということですが、一応町の方からも路線をこういうふうにしたらどうかという案は出しております。それがなかなか計画に載るかどうかというのは、やはりやっぱり可茂土木の計画ですので、なかなか難しいかと思っておりますが、何とか地元とか町の方で要望した路線に沿ったことをやっていただけないかというふうには思っておりますのでよろしくお願ひします。

それから白川福岡線につきましても工事というものは進んでおります。全体的に65%の完成度でありますので、引き続きしっかりやっていただきたいと思っております。ここも256号線と一緒に安全を確保しなくてはならないというのが一番の目的ですので、それと並行しながらやっていきたいと思ひますし、なかなか出来ない舗装の不備の箇所が相当ありますので、そういう面についても取り組んでいかないといけないと思ひます。

それから佐見と同じように黒川も期成同盟会があります。会員というか総代の人が30人ほどであります。黒川についても各自治協議会も一緒になって要望活動を行って見えますので、しっかりやっていただきたいと思ひます。これについても要求があれば、256号線についても白川福岡線についても私も一緒になって要望活動がしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。以上です。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。8番。

(8番 安江孝弘君)

○ 8 番 今、課長と町長から答弁をいただきました。256号線は私がやったわけではなく、私が渡辺栄一先生の秘書をしていた当時、256号線というものは国道にするより私用地方道にした方が改良がスムーズに延長が出来ていくんだと、だから国道よりその方がいいんだと言われたけれども、佐見の皆さんは国道に惚れ込んで「何とか国道にしてほしい」ということで国道になったことは事実でございます。やはり私用地方道の方が県道の金の出し入れも非常にスムーズに出ると思ひますが、今になっては若干遅いなと思ひますけれども、これは私はよその道と思ひかもしれませんが、よそではない。道路というものは、入り口から広くしてやっていくのが当たり前だと思うし、今一番問題視しなければならないのは、三掛橋です。この前通行止めをしばらくしておりました。今、課長に頼んで佐見から金山へ来る人が非常に迷惑しているのです、何とか通してほしいということで、一応通ってはいますが、あの橋もいよいよ架けなきや全然通れなくなってしまう。それを修繕もしずにあのままではどうにもならないわけですが、それを早急に佐見の奥の新しくつける橋を作るより、まずは入り口から安全に通れる橋を造っていかないと、あれが落ちてしまったら反対側の道路も向こうに行って大きなバス

やトラックが回れない状況になってしまう。そういうことをもう少し議会も町長も。まあ今度は新しい町長でよくこのことについてはご存じであると思っています。しかし、何としても去年おとしコロナになって県へ陳情したこともないし、国会議員に陳情したこともございません。これでは、白川町は道路網がたくさんあり出来ないことは事実ですが、そのことについてやはり町長もどこまでを早急にやってほしいとか、ここまではこれだけやってほしいとか、そういう要望陳情を金子先生や渡辺先生にお願いをされて、早期にやるようなことを考えてもらわないと、私はあの世に行ってしまうのでいいですが、まだ町長や若い人達はこれからこの道を利用しなければならないし、そして今町長は国道の残土を持って行ってやろうということですが、本当に片線だけで2車線の所しか、残土を持って入らないと聞いておりますが、本当にそれが出来るのかどうかということ。完全な計画性を持ってやらないと話をしているだけでは進んでいかないと思います。やはり今の下油井の看板が立っている所は3m20cmくらいしかない、大型が通るかどうかわからない。今は通っておりますけれども、そういうところを早期に改良されないと、期成同盟会は自分の方、大寺の田んぼばかりの所を改良したって、何にも意味がないと思うわけです。そういうことを町の課長や町長も、それに関わる人たちももっとそういう方向にやってほしい。この256号線についてはそのことをお願いして町長の答弁がいただきたいです。

白川福岡線については、三川から不動滝の辺が全かい改良しただけで、何も出来ておりません。そして河側の木も刈られて、いよいよ道路が広まってくかと思ったら、これもなかなか予算がついておりません。不動滝まで行くまでには、橋を3つか4つ掛けなければ、なかなか通っていけない状況であると思うんですが、こうしたことを町長にこれからどう計画の中でやっていかれるのか、そして三川の橋については来年度、その次については再来年度やるというような諸計画をもって進めていかなかないと、道路なんかいつまでたっても完成なんかできません。これは大分強制的にやらないといけません。佐見の256号線のように町費でもって橋を架けるなんてのもってのほかなんです。そうすれば黒川も町費でもって全部やっていただいた方がいいと思いますが、そこらへんのことを町長として、横家町長も無責任だったと思います。そういうことをどういう方向で、これから町長は考えて行かれるのか、その一点をお聞きをして質問を終わりたいと思います。

○ 議 長 町長。

(町長 細江茂樹君)

○ 町 長 今話されました三掛橋の件ですが、これについては5年に一回点検整備があります。それによって修繕するのか、まったく架け替えるのかということが出てき

ますけれども、今こちらから「あれを架け替えろ」という話が出ていませんが、今の現状として右岸側の下流部分が壊れていますので、あれを早急に修繕して通行できるような形にしたいと思っています。言われるような架け替えと言うようなものについては、県の方の事ですので、なかなかこちらから要望してすぐに来るというわけではありませんので、これは前256号線の期成同盟会の方からも、災害が起こる前に要望していましたが、なかなか返事がもらえないというのが現状であります。三掛橋もバックウォーターになります。異常気象で今までは橋のところよかったです、バックウォーターになるとあの辺が浸かってきますので、やはりその辺も検討しなければいけないと思っていますので、その辺も可茂土木事務所と話をしていかなければいけないと思っています。今の状況では、地元の方は不便を感じないということで、県道と町道がありますので、それを使って行き来して見えますので、今のところ別に問題はないと思っています。

県会議員や国会議員の話をされました。今回、昨日の新聞で渡辺猛之先生が国道交通省の副大臣ということで再任をされましたので、その辺についても地元としても、渡辺先生や官僚の先生、加藤県議にお願いをしながら要望をしていきたいと思ったり、国会議員とかに要望して「はい付けますよ」と言われても、県の方が付けるかどうかその辺もしっかり考えて要望しないと、今度とんでもないことになりますので、ちょっとその辺だけ気を付けていきたいと思ったり。これについては黒川の白川福岡線も一緒だと思いますので、その辺も踏まえて要望活動をしていきたいと思ったり。

白川福岡線については、現状をしっかりやっつけようということですし、まずは下平工区の早期完成に向けて県に頑張ってもらいたいというのがこちらの要望であります。財源等難しい問題もありますので、なかなかすんなりとはいかならないと思ったりしますが、やってもらえること、出来る場所。出来るという所は、256号線もそうですし白川福岡線もそうですが、地権者の同意というものをちゃんとしっかり取っていただいてから要望すると、そういう活動に切り替えないと、ただここをやりたいということだけでは、非常に難しいかなと思っていますので、地権者の同意を得て、「これをやっつけてください」というような形に持って行った方がいいかなと思っていますので、今後そのような形で進めていきたいと思ったりするので、よろしく願いいたします。

○ 議 長 答弁が終わりました。8番。

(8番 安江孝弘君)

○ 8 番 質問ではございません。今、町長が答弁されたことを的確に確実に約束をしていただいて、これは人の事ではなく自分たちの道路なんです。議員の皆さんも多いに県や国へ行って陳情してでも早期にやれるように、加藤県議にももう少し動

いていただいて、県の予算をたくさん取っていただくことをお願いして一般質問を終わります。

○ 議 長 8番 安江孝弘君の質問を終わります。次に、7番 梅田みつよ君。
(7番 梅田みつよ君)

○ 7 番 7番 梅田みつよです。よろしくお願いいたします。

私はこの度の選挙で2期目を迎えさせていただきました。身の引き締まる思いであります。引き続き町民の皆様のご意見をしっかりとお伝えしてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

白川町議会会議規則第61条第2項の定めるところにより、次の事項について質問したいので、通告させていただきます。

議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきます。新型ワクチンについてお伺いをさせていただきます。

令和3年4月より、全国的に新型コロナワクチン接種が進んでいます。岐阜県では、接種対象者全体の約56.5%が2回目の接種を終えています。白川町における接種の進捗状況や今後について5つの点について伺いたいと思います。

一つ目です。白川町における接種の進捗状況はどのようでしょうか。

二つ目、令和3年9月21日に「白川町附属機関設置」条例の予防接種健康被害調査委員会が新たに新設され可決いたしました。こちらの条例について支援されたケースがあるかお伺いいたします。

三つ目、12歳以上の接種の状況や見通しはどのようでしょうか。

四つ目、12歳から20歳までの若年層の副反応を含めた接種後の障害に対する支援策はどのようでしょうか。

五つ目、園児、児童、生徒のコロナ感染症に対する、重点課題はどのようでしょうか。よろしくお願いいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。
(保健福祉課長 三宅正仁君)

○ 保健福祉課長 7番、梅田議員の「新型コロナワクチンについて問う」のご質問にお答えします。まず、一番目の新型コロナワクチン接種の進捗状況ですが、医療関係者、65歳以上の高齢者などの優先接種の方につづいて、7月には、7月中にワクチン接種の対象となる12歳以上の方々への案内が終わり、その後12歳に達した方へ順次案内を行っています。接種状況ですが、10月2日時点で、65歳以上の方の2回目までの接種率が95.6%、全対象者の2回目までの接種率が、86.4%となっています。現在、予約済の方が2回目までの接種を終えると、全対象者の2回目までの接種率は約90%となる予定です。

二つ目の健康被害の支援ですけれども、まず条例等の内容について説明させて

いただきます。国の定める予防接種健康被害救済制度において、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、制度に定められた給付金が、窓口である市町村から給付されます。この制度の申請の窓口は市町村であり、申請を受けた市町村長は、市町村に設置した「予防接種健康被害調査委員会」に、申請内容の医学的な観点での調査を指示し、委員会による資料等の妥当性についての結果報告に基づき、県、国へ進達します。厚生労働大臣は、申請内容について、国に設置された、疾病・障害認定審査会に諮問し、その答申に基づき認否を判断し、支給、不支給が決定されます。

このため、本町においても、新型コロナワクチン接種をはじめ、予防接種法に定められる予防接種による不測の事態に対応できるよう、「白川町予防接種健康被害調査委員会」を設置することとし、要綱を整備するとともに、「白川町附属機関設置条例」において白川町附属機関として位置づけする条例改正を行いました。まだ、本町においては、この制度で給付を受けた方はありませんが、申請を希望する連絡は受けており、申請があれば、対応していきたいと考えています。ただし、認定は国によるものであり、結論が出るまでには、ある程度の日数が必要と考えています。

三つ目の若年層のワクチンの接種の見込みですが、こちらについては一つ目の質問でお答えしたように、7月には、7月中にワクチン接種の対象となる12歳以上の方々への案内が終わり、その後12歳に達した方へ順次案内を行ってまいります。当初は、7月までに案内した方の内、接種を希望する方の2回目までの接種が9月中にはほぼ終了する見込みを持っていましたが、第5波の影響からか、想定以上の方の予約が入り、現在11月頃の終了を予定しています。特に若年層への対応ということですが、7月の案内にあたっては、夏休み中の接種を可能とするため、12歳～29歳までの方への案内を若干ですが先行して行っています。

四つ目の若年層の健康被害の対応ということになりますが、副反応、予防接種による健康被害への対応は、年齢による区分はなく、副反応については、状況により、医療機関を受診していただくことになり、健康被害に対する対応は、国の救済制度に従った対応となります。

五つ目の子供のコロナ感染症に対する課題ということですが、変異型のコロナウイルスの流行により、子供の感染も増える状況にあります。町として対応ができるのは、大人、子供を問わず、感染予防の普及啓発になります。子供の場合、年齢などによるマスクの着用の適否など、対応の違いなどもあるため、感染予防の普及啓発にあたっては、保健指導の場の活用や、教育機関との連携など、効果的な啓発活動に努めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。
(7番 梅田みつよ君)
- 7 番 1点質問させていただきます。
今、コロナワクチン確保が厳しいと聞いていますが、白川町においてはワクチンの確保に不足はないかということについてお伺いいたします。
- 議 長 保健福祉課長。
(保健福祉課長 三宅正仁君)
- 保健福祉課長 県内では市町村によっては厳しい状況であり、全体的にも厳しい状況ですが、市町村によって差があるということで、本町においては十分確保はしていますが、ワクチンの期限があるということで、今、可茂管内各地域を区切ってワクチンの融通をする。期限があるものを違う所からいただくというような形で、お互いに融通してそこら辺を解消するというところで動いていますので、本町としては今のところ不足していることはありません。
- 議 長 答弁が終わりました。質問はありますか。7番。
(7番 梅田みつよ君)
- 7 番 これで質問を終わらせていただきますが、これまでの関係者の皆様方には大変ご尽力いただいてありがとうございます。今後も、健康被害の防止を含めた迅速の対応をお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。
- 議 長 7番 梅田みつよ君の質問を終わります。次に、4番 三戸勝徳君。
(4番 三戸勝徳君)
- 4 番 議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきますが、私事ですが新人議員として1か月を経過しておりますが、日々気づきの連続でありまして、また教わることも多く、覚えることがたくさんある。そういう中地域からも要望であるとか、あるいは相談事もあつたりして、責任の重さを痛感している日々であります。議員として頼りにされるよう一日も早く精進してまいりますので、皆様方のご指導のほどよろしくお願ひいたしまして、一般質問に入らせていただきます。
- 私は大きな項目2つありますが、一つ目は長年放置されている空き家についてお尋ねいたします。
- 近年、空き家は全国的に社会問題になっておりますが、その空き家も様々で持ち主が定期的に見えて維持管理されていたり、他者に委託されてしっかり管理されている物件もあれば、長年放置され、朽ちて今にも崩れそうな廃屋と化している物件もあります。そうした物件も様々で、住居の密集した所にある場合や、田畑に囲まれていたり、あるいは人里離れたところにあつたりします。
- 本来、空き家等の所有者や管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよ

う、適切な管理をしなければならぬはずですが、実際には長い年月放置されたままで中には所有者等を特定できない物件もあるかと思えます。

今回、私の地元で相談があったのは、近くの民家からは少し離れていて、周りを田畑や竹藪に囲まれているような状況で30年近く放置されている物件でありまして、現在は竹藪に覆いつくされていて、建物自体は一部しか見えないような状況になっているものです。このため、動物が住み着いているような形跡があり、おそらくそれが原因で田畑等を荒らしていると推測され、大変困っているというものです。持ち主はすでに他界され、更に町外に住んで見えた長男さんも他界されておりましたが、その奥様と連絡がとれ、幸い所有者を特定することができました。その方は、ご主人の実家が空き家として残っていることは承知してみえましたが、現況については全くご存じなく、今回のこととお話させていただいたときは、かなり戸惑ってみえました。しかし、近隣の方々にご迷惑をおかけしているのであれば、何とかしなければいけないという思いをお持ちでしたので、現在、解体・撤去処分という方向で話を進めている状況です。

そこで、今回私がこうした案件に直面して思いましたのは、長年放置され、中には持ち主もわからなくなった空き家が原因で、今回のような事案が発生したり、少年の非行や犯罪の温床になったりしないか。また、子ども達が興味本位で近づいた時、運悪く自然倒壊に巻き込まれるといったような事件・事故が発生する懸念が考えられるのではないかということです。おそらく町内各地には、こうした長年放置されている空き家が多数あるのではないかと思います。

そこでお聞きします。町として、こうした長年放置されている空き家がどれくらいあるのか把握してみえるでしょうか。把握してみえる場合、そのうち持ち主不明の物件はどれくらいあるのでしょうか。一方で定期的な調査や持ち主等に対する危険周知等を行って見えるでしょうか。そして過去に、これが起因して起きた事故等があったでしょうか。

また、細江町長のマニフェストにも持続可能な町づくりの中に「老朽化により倒壊の恐れのある危険空き家については、除去・修繕が図られるよう対策を講じる」とありますが、具体的にどういった対策をお考えでしょうか。以上、お尋ねいたします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 4番 三戸議員のご質問にお答えをいたします。

総務省統計局の住宅・土地統計調査では、全住宅戸数のうち空き家となっている割合、全国の空き家率は13.6%となっております。岐阜県全体では、15.6%、本町においては15.2%であり、全国平均を大きく上回る空き家数で

あることが伺えます。

空き家が増える原因は様々ですが、本町の特徴として、跡継ぎのない高齢者世帯が多くなっており、主が亡くなって誰も住まなくなり、空き家になるケースがほとんどです。

こうした現状を鑑み、町では空き家バンクを設置し、住める状態の空き家を町民や移住希望者に照会することを、平成27年6年前から始めました。現在は、一般社団法人白川町移住交流サポートセンターが、空き家バンクの運営と空き家の斡旋、合わせて移住相談をワンストップで行っております。

サポートセンターが行う空き家業務は、住める空き家の有効活用を図ることが中心ですが、長年放置され住めなくなった空き家について、地域の方から問い合わせ、苦情が寄せられることが多くなると予想され、その対応が必要であり、町として、空き家の問題は、個人の財産であっても地域を構成する大切な資源であることから、その有効活用を図ることと、放置された危険空き家等の発生を防ぐことが喫緊の課題と考えます。

空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年に制定されまして、所有者等の空き家の適正管理が義務づけられました。また、市町村は助言、指導、勧告、命令など行政措置を講ずることができることも定められております。町は現在、白川町空き家対策計画を定めて、危険空き家等の対応を図ることとしており、空き家に関して様々な協議を行う白川町空き家対策協議会も設置をしたところで

す。

空き家に関する町の取り組みや、所有者等の責任、役割について地域住民の方に十分な周知が出来ていないことは認識しておりますので、今後はさらに空き家対策に関する情報発信に努めたいと思います。

最初の質問、長年放置されている空き家がどれくらいあるか把握しているか、把握している場合、そのうち持ち主が不明な物件はどのくらいかですが、現在サポートセンターで町内の空き家状況を把握するため、各自治会単位に再調査を行っており、空き家の数やその状態を管理する台帳整備を進めております。本年7月末現在の調査結果では、本町の空き家の数は489戸あり、そのうち目視により危険空き家に該当すると判断したものは、24戸あります。そのうち所有者の不明な物件は3件ありました。この所有者の不明な物件については、詳細に調査を進めまして、持ち主を特定する予定でおります。

次に、定期的な調査や持ち主等に対する危険周知等を行っているかですが、サポートセンターには、毎年、地域ごとに巡回調査を行い、空き家台帳の整備をお願いしております。その結果を受け、町から危険空き家等の持ち主に対し、環境の改善や修繕、あるいは除去の助言指導をすることとしております。実際に取り

壊しをお願いしたケースは令和2年度に2件ありました。うち1件は取り壊しをされました。

次に、過去に危険空き家が起因して起きた事故等があったかですが、町が把握する限りはなかったと思いますが、環境の悪化が進み、地域の方から苦情が寄せられてから初めて知るケースがありますので、サポートセンターと連携して、危険空き家の把握と指導に努めたいと思います。

次に、老朽化により倒壊の恐れがある危険空き家について、除去、修繕の対策を講じるとしており、具体的にどういった対策をお考えかについてですが、町は危険空き家に対しては、今年度から新たに除去・取り壊しに対して補助金を創設いたしました。取り壊しに係る費用の1/3を、30万円を限度に助成するものです。空き家の放置を未然に防ぎ、危険空き家にしないよう環境保全を図ることとしております。以上、私からの答弁とします。

○ 議長 続いて町長。

(町長 細江茂樹君)

○ 町長 では、私の方からマニフェストの考え方についてですが、今、企画課長が説明したとおりでと思っています。今後、見直さないといけないと思っているのは、補助金の関係です。30万円については現状でまだ申請等取り壊しをもらった件数が3件くらいだと聞いています。それでは少ないかと思っておりますので、その辺の限度額の見直しをしていきたいと思っています。

もう一つは空き家だけではなく、倉庫など危険なものがありますので、そういう物も含めた形で、今後町執行部とも相談しながら、どういうものかいいのか考えていきたいと思っています。

もう一つ懸念されるのは、住宅を取り壊して更地にすると税金が上がるのではないかという話であります。その辺についても固定資産税の軽減を考えていきたいと思っておりますし、期間をどれくらいにするかということもしっかりと考えて、これについても空き家対策の見直しとか要綱の見直しとかを含めて、執行部と考えて協議をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

(4番 三戸勝徳君)

○ 4番 状況は把握できました。今までに調査とか把握がまだ出来ていないということですが、こうしたことはやはり、飲酒運転でトラックを運転して整備されていない通学路に暴走して子どもを巻き込んだという悲惨な事故があつてから、初めて通学路の整備をしましょう調査をしましょうという状況になっていくんですが、やはり危険な空き家というものが今までなかったにしても、今後起きる可能性もあるということがいがないと思います。そういう中で早急に持ち主が分かる所

はっきりと周知をしていただいで、なるべく今、町長からも補助金の増額の話もありましたけれども、そういうことも含めてなるべく解体撤去というものを進めていただくようなことを、出来る限り早く決めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは安全安心のまちづくりの一環になると思ひますが、早急にやっけていただけるかどうかということだけ1点質問させていただきます。

○ 議 長 答弁を求めます。町長。

(町長 細江茂樹君)

○ 町 長 先ほどもお話しとおりで、来年度に向けて出来るかどうかということを検討していきたくと思ひます。それから、現状の申請書等については広報でも周知をしていくと思ひますし、補助金の申請とかそういうものも各ふれあいセンターでも取れますし、またインターネットからでも申請書が出せますので、要綱を一度見ていただいで申請するかしないか、そして対象になるか見ていただきたいと思ひます。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 議 長 次の質問に入る前にここで10分間休憩いたします。(午前11時04分)

○ 議 長 再開します。(午前11時15分)

次の質問をお願いします。

(4番 三戸勝徳君)

○ 4 番 学校運営協議会と地域学校協働本部のありかたについて質問させていただきます。

現在本町には、各地域5ヶ所に学校運営協議会が設置されております。この協議会は、文字通り学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関であり、学校と地域住民との信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的としております。少し具体的に言えば、地域が子どもや学校が抱える課題に対して積極的に取り組むためであったり、地域の子どもは学校での教育だけに留まらず、地域でも育てていくという意識を持つためであったり、学校では困難な地域との連携・協働体制を維持し「持続可能な仕組み」を構築するためであったりします。この目的意識により行動することによって得られたメリットとしては、子ども達の地域に対する思考が深まり、郷土愛にも繋がることであったり、教職員にとっては負担軽減となる一方、地域との連携により地域を深く知ることができます。さらに地域住民の意識・使命感・活力などが高まり、地域力の向上にも繋がっていきます。では、この協議会が設置されて5年が経過し、現状はどうかと言いますと、地域や委員間の温度差はあるものの、その重要性は徐々に認識されていると思ひますが、委員が充て職で多

数を占めていたり、年3回の集まりだけで、しかも学校主導で運営され、学校での行事や授業を参観して評価するといった、以前の「学校評議員」のなごりがあり、本来の設置目的達成のための組織として、内容や意識が希薄であると感じています。そこで、幅広い地域住民等の幅広い地域活動への参画により、多様な活動を推進していくことで、子ども達の学びや成長を支えていき、地域と学校の思いが共有されパートナーとして連携・協働していく組織として、本町においても地域学校協働本部の設置を推進されておられます。中核となる人材が、目指すべき方向に積極的でフットワークの良い環境にあることや、地域とのかかわりが深い等の条件でメンバーを募ることが理想と考えます。その意味では、地域学校協働活動推進員の育成も積極的に行うべきと思います。学校運営協議会は、学校と地地域が一体となって、学校づくりを行うことを目的とし、一方で地域学校協働本部は学校を核とした地域づくりを目的にしています。これらを達成するために、学校運営協議会の開催にあたっては回数に縛られず、学校が主導することにも囚われず、それぞれの地域に合った学校づくりのための取り組みを実践することが大切であると考えます。コロナ禍で活動が思うように出来ない中ではありますが、出来る範囲で知恵を出し合い、年に2～3回は各地区が集い情報交換等を行う場を設けることも提案いたします。

私は長年青少年育成に携わり、現在も地元黒川地区にて、学校運営協議会と地域学校協働本部に身を置いています。私自身の思いと目指す方向は、子ども達にふるさとに対する誇りを持たせ、将来は地域づくりの担い手として育っていくことを願うとともに、地域住民の活力を向上させ、地域力を高め、さらに「共助」の精神を養おうとするものです。

それでは以上を踏まえまして、3点お尋ねいたします。

一つ目は、人選も含めて、学校運営協議会の現状見直しに関する考え方。

二つ目は、地域学校協働本部を強固な組織とするための活動推進員の育成に対する考え方。

三つ目は、学校統合による、学校運営協議会の現状と今後予想される問題点について、以上お尋ねいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

○ 教 育 長 お答えします。まず、議員は長年白川町青少年育成、黒川地区の学校運営協議会委員や地域学校協働本部に携わっておられるため、通告文に詳細に述べられているとおり、学校運営協議会と地域学校協働活動の目的や現状並びに課題等に熟知しておられます。それらを踏まえてこのたびの質問が構成されており、教育委員会として改善できることはすぐに取りかかりたいと考えています。

まず、一つ目の質問、学校運営協議会の現状見直しについてです。

議員ご指摘のとおりであります。委員の人選、実施回数、運営方法などが学校運営協議会設置の趣旨に沿っていないところがあります。その原因はいくつかあります。また、学校運営協議会と地域学校協働本部、地域学校協働活動は一体的に進めることが望ましいのですが、どちらかという学校運営協議会の運営に傾注していたことも原因と考えています。どれも教育委員会の進め方が近視眼的であったと考えております。

そこで、学校運営協議会と地域学校協働本部について、その原点に立ち返って見る必要があると考え、教育委員会では学校運営協議会と地域学校協働本部を一体的に進めるために、このことが分かりやすいリーフレットを作成し、運営委員、推進委員、ボランティア等の皆さんに配布し、理解を図っていこうと考えています。

ただし、現状の運営が学校主導であることは確かであり、これをいきなり委員の方に任せたりすると混乱を招くこととなりますので、そうならないように配慮してまいります。

二つ目の質問、地域学校協働活動推進員の育成についてです。

経緯を踏まえてお話ししますが、白川町は平成12年に特色ある教育活動交付金事業を設立し、その学校ならではの教育活動を支援するために、学校ごとに特別に予算配分をしています。たとえば白川茶、東濃絵、しいたけ栽培、和太鼓、歌舞伎などをはじめ、白川町の学校は地域と連携してふるさと教育に力を入れてきました。現在も脈々と続いています。ただし、その進め方は学校の担当者が協力してくださる地域の方に直接依頼することが多く、教員の負担、教員の異動等、運営上の課題があったことは確かです。

一方、国の方では、平成20年に「学校支援地域本部」を提唱し、さらに平成27年から平成29年にかけて、「地域学校協働活動」という制度に転換しました。こういった中で、白川町では令和2年度に黒川小・黒川中学校の特色ある教育活動の一部を地域学校協働活動と捉え、「黒川地育リーダーズ」という地域学校協働本部を立ち上げ、例えば黒川中の職場体験、黒川小の手作り修学旅行など、コロナ禍においても学校と地域が連携して活動するという実績を残しています。本年度になってからは、黒川小では放課後子ども教室が開催されています。同じように佐見小でも放課後子ども教室が動き出しています。また、白川中学校では放課後の中学生の学習を見守る「清流白川未来塾」の開催を予定しています。このように地域学校協働活動には新しいものもありますが、もともとあった学校の特色ある教育活動を支援することも含まれます。それは学校職員の負担軽減にもなりますし、学校職員が地域をより詳しく理解することにもつながります。

従って、活動そのものは変わらなくとも取り組み方を変えるという意識改革を学校職員にも、地域の方々にも啓発する職員が必要です。そこで白川町では「地域学校協働活動指導監」という専門職を置き、ここが中心となって推進員の育成へと進めています。コロナ禍のため対面の研修は難しいですが、オンライン研修で県や全国の研修会に参加することができます。また、来年2月の県の研修会には白川町の取組を発表することになっています。ただし、現状では育成の前に、やったださる人材の発掘が課題となっています。是非、議員からも人材発掘にご協力をお願いしたいです。

三つ目の質問、学校統合による学校運営協議会の現状と今後予想される問題点について、旧白川小と旧白川北小の統合により新しい白川小学校が開校しました。それに伴って学校運営協議会委員も変わり2年目に入っています。実はこの時に、白川中学校の学校運営協議会のメンバーも変わっています。しかし、白川中学校は来年、佐見中学校と統合するため、再び学校運営協議会の編成をすることになります。

学校統合があると学校運営協議会も地域学校協働本部も軌道に乗るのに時間がかかっているのが現状です。それは学校統合によって校区が広がり、統合した学校は新しい教育課程の計画・実施に絶えず試行錯誤が伴うからです。だからこそ、学校運営協議会や地域学校協働本部が機能しなければいけないのですが、この運営が学校主導のものになっていると、どうしても教師の負担が増え、後まわしの組織と会議になってしまいがちです。

今後、教育委員会としては学校統合が進む中において、学校運営協議会及び地域学校協働本部の重要性を啓発し、統合した学校の運営が円滑に進むよう、地域の協力をお願いしてまいります。

なお、学校運営協議会や地域学校協働本部は学校統合を進めたり、あるいは学校を存続させたりするための組織や制度ではありません。現存する学校に対して、「地域と共にある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」に資するためのものです。統合とは別次元のものですが、もしかしたら誤解がありはしないか危惧します。このことについても議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ答弁とします。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

(4番 三戸勝徳君)

○ 4番 人選から任命というところですが、今それぞれの学校長が推薦をして教育委員会で任命という流れになっていると思いますが、どうしても充て職的な事が多くて、本人がほとんど知らない流れで決まってしまうというようなことで、そういうところが意識の低さに繋がっていくと思います。私の案ではありますが、

直接的に学校や子どもたちに対してボランティア活動をしている団体とか個人、あるいは地元の学校を卒業した高校生とか大学生、いわば母校に対する愛が非常に強い若者、そういったところをメンバーに加えていくというようなところも必要ではないかというふうに考えます。そうしたことをすることによって、協議会の中が非常に活性化されて、いろんなことを取り組んでいくことに対しても、積極的に出来るのではないかというふうに考えます。当然当初から助言をしていただく有識者という方も必要ですけれども、そういったことを地域で取り組んでいくようなことにして、それを校長の方に打診していくというやり方でよろしいでしょうか。1点お伺いいたします。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。
(教育長 鈴木雅史君)
- 教 育 長 人選の事で質問していただきましたが、議員おっしゃるとおりの方向を教育委員会でも考えております。もともとスタートの時間が充て職でスタートしたという経緯がありますので、そのあたりを幅広い活動に繋がるような形でリーフレットの中に組み込んで、啓発をしていきたいと考えております。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。
(4番 三戸勝徳君)
- 4 番 今、学校運営協議会の方で申し上げましたが、地域学校協働本部の方を見ますと、活動が同じようで多少違う部分もありまして、何か活動する時にもお金の問題ということも出てきますので、たとえばスポンサーになってくれるような地元の企業、そういったところにも話を進めて加わっていくようなことも大切だと思います。いずれにしましても、男女のバランスや年齢層、多様性を考慮して人選をすることが必要かと思えます。そして任命に当たっては、地元の中で話を進めることは当然ですが、教育長が言われたリーフレットと言うことも周知の一つになりますけれども、任命をする側としてはやはり活動内容とか使命というものをしっかり解っていただき、そして受ける方もしっかりと理解をして、「じゃあ私がやらさせていただきます」というような形にしていかないと、こういう活動はなかなか実を結んでいかないというふうに考えますので、その点はいかがでしょう。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。
(教育長 鈴木雅史君)
- 教 育 長 地域学校協働本部のメンバーについても、幅広い分野から参加していただけるといいなと考えていますので、学校教育活動を支えていただけるような方であればメンバーになっていただきたいと思います。なかなか住民の方に理解をしていただくのは難しい所も事実で、学校運営協議会と地域学校協働本部の要綱につい

てわかりやすいリーフレットを作っていくことが私たちの仕事だと思っています。学校運営協議会の委員は、教育委員会が一人一人任命をします。地域学校協働活動については、上の法律から推進員を任命していくという形になりますので、そのあたりも上にかぶっている規則が違うというようなところもありまして、この辺もわかりにくいことかなと考えています。そのあたりをクリアーできるような啓発資料をもってお願いしていこうと思います。なかなか遠慮される方が多いものですから、ぜひ発掘という点で議員皆さんからの応援をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○ 議長 再質問ありますか。4番。

(4番 三戸勝徳君)

○ 4番 理解いたしました。これからも子どもたちが将来白川町の担い手になってくれることを願って質問を終わります。

○ 議長 4番 三戸勝徳君の質問を終わります。

次に、5番 田口守也君。

(5番 田口守也君)

○ 5番 議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私も三戸議員と同様新人議員として責任の重さを実感いたしております。町内地域の皆さんの声に耳を傾けて、精進していきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは私からは2点について質問をさせていただきます。

まず、現状から見る水田ほ場の課題とその対策についての質問をします。

町の水田ほ場は、およそ半世紀前にその大部分が整備され、大型機械の導入や用排水路機能の向上による省力化、また営農組織体の強化などにより、農業経営の安定化が図られてきました。

しかしながら、近年経年劣化と言うべき水田ほ場の老朽化が進み、不均一な基盤、排水不良など農作業への影響という点で営農上の支障となり、作業を行う方々からは今後の課題としての声が多くあります。また、今後こうした課題に対する維持管理費も大きくなるのではと危惧もしております。

また、一方でこうしたほ場を土台として、どこの地域でも同様であると思いますが、水田農業を守る作業母体は60代から70代のオペレーターの方や80代の方々の出務作業で成り立っている現状があります。

農作業者の超高齢化という点につきましても、先ほどの維持管理面の課題と相まって、更なる省力化を目指すことも必要と考えます。そこで、こうした水田ほ場の課題を排除するため、基盤修正を主体としたほ場再整備、用排水路の改修など、団地単位での事業計画を推進していくことと、農作業の省力化という点では、例

えばスマートホン等の機器を使つての水管理、ドローンでの防除といった先端技術の導入などを、活用できる形態へと変化が必要な時代でもあります。益々加速する高齢化社会に向け、地域農業を守るための施策として、これらを推進するお考えはないかお伺いします。

また、水田農業を守る作業母体は高齢化が進み、担い手不足、オペレーター不足が深刻化しております。オペレーターには大型特殊免許が必要で、免許取得がオペレーター不足の原因にもなっていると思われます。新たなオペレーターを要請するために免許取得の支援をするお考えはないかお伺いします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 藤井寿弘君)

○ 農林課長 5番 田口議員のご質問に対しまして、3つの点に分けてお答えをしたいと思います。まずは、ほ場の課題についてですけれども、本町のほ場整備は、昭和39年に整備が完成した野原地区を始まりとして、国・県の補助事業を活用した基盤整備を順次実施してきました。整備してから長い年月が経過しており、議員ご指摘のとおり、その施設の老朽化対策は大きな課題であると考えております。この課題に対して、現在町内各地で、県営土地改良事業の採択を受けた用排水路の再整備やほ場の再整備事業を計画的に実施しております。今後も長期計画を立てながら、団地単位で県の事業を活用した再整備事業への取り組みを推進していきたいと思っております。

また、町内5地域で組織を編成して実施いただいている多面的機能支払交付金を活用し、老朽化が進む水路等を補修・更新し長寿命化を図っていただいていますし、国・県の補助事業の対象とならない場合は、町の単独事業として実施しています。例えばほ場整備の場合は、受益面積10a以上1ha未満、受益戸数2戸以上、事業費20万円以上200万円以下等が採択要件となっており、補助率は2分の1となっていますので、こういった事業を活用しながら施設の維持管理を進めていただきたいと思います。

次に、スマート農業に関しては、岐阜県も推進しており、既にファーム佐見では、県の事業を活用してドローンを導入し水田の防除作業に使っていますし、スマートフォンを活用した水田の遠隔水管理を導入するよう検討を進めています。また、他の営農組織でもドローンの導入を予定しているところがあります。町においても、スマート農業への取り組みを推進していきたいと考えています。

水田農業を守る作業母体であるオペレーターの確保も重要な課題です。平成31年3月に道路運送車両法の保安基準が緩和され、トラクター等に作業機を取り付けた状態での公道走行が可能となり、農業者からは大型特殊自動車免許の必要

性が再認識され免許取得の機会拡大が求められているといわれています。岐阜県では今年度「農業機械安全取扱研修」を開催し、農作業中の事故防止と安全な取扱方法、公道走行時安全運転を学ぶとともに大型特殊自動車免許を取得する事業を計画しており、本町からも4名の方が受講予定となっておりますが、この事業には定員があり希望者全員が受講することができませんでした。

このため一般の自動車学校で大型特殊自動車免許を取得することも想定されますので、免許取得への町単独の支援を前向きに検討したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。5番。

(5番 田口守也君)

○ 5番 ありがとうございます。今後につきましても、積極的に推進していただきますようお願い申し上げます。

それでは、私2つ目の質問に移らせていただきます。佐見中学校と白川中学校の統合につきましての質問をさせていただきます。

いよいよ来年から佐見中学校と白川中学校と統合いたします。佐見の地から中学校がなくなるのは寂しい限りですが、子ども達にとっていろいろな選択技が増え、可能性も増えます。同級生という時間は一生の宝でもあります。新しい仲間といろいろなことを経験して、大きく成長していただきたいと思います。ただ有本から白川中学校までは1時間近くかかると思われますが、少しでも時間短縮できる方法を考えていただき、子ども達の負担軽減できるようご検討をお願いします。

さて、白川高校が閉校してから12年ほどになりますが、町内にみえる白川高校卒業生の皆さんは、仲間意識を持たれ日々活躍をされておられます。白川高校が果たしてきた役割は大変大きなものがあり、これからは白川中学校がその役割を果たすことになるかと思えます。

町内の中学生が一同に集まり、勉強やスポーツ等に励んで将来の友として白川の地で活躍されることを願わずにはおられません。その意味において子ども達の事を第一に考えていただいて話し合いが進められますよう希望いたします。

また、統合後の佐見中学校の校舎は小学生用に改造して使用されることになっていますが、残された佐見小学校の校舎はどのように活用されるのか、例えば、体育館は地歌舞伎やスポーツ等に、また校舎は水耕栽培など、いろいろな活用方法があると思いますが、お考えをお伺いしたいと思えます。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教育長 議員からは子ども達のことを第一に考えて話し合いが進められることを希望するというご意見をいただきました。もとよりそのつもりではございましたが、改めてその言葉を肝に銘じ、学校再編の事業を進める所存です。

まず、通学の負担軽減に関して進捗状況をお答えします。

現在の白川中学校の校区は、中川からスクールバスで約9km、切井石木から約17km、白北飛保から約17km となっています。これに佐見中学校が統合することによって、飛保から有本までの距離が追加され、佐見の子の中には最長約30kmの通学距離になります。これに対して、教育委員会では佐見地区からバスを2台発車して対応する予定です。一台は有本栗林発、鷹ノ巣峠を經由して学校着。もう一台は稲田公民館発で学校着とします。もちろん途中で白北地区の中学生も一緒に乗車することになりますが、これによって有本からでも乗車時間約45分で通学できる見込みです。また、下校に対しても遠距離に対する配慮が必要と考えていますし、大雨等の気象変動に対しても特別の対応をすべきと考えています。さらに年度によって地区別の生徒数が変動するため、年度ごとにバス運行を見直し、最適なものを提供できるように努力します。

ただし、一台のスクールバスを中学校と小学校の両者で使用するため、バス運行が学校の日課に制約を与えることは本町長年の課題であり、今後の学校再編の際にはこれを少しでも解決したいと考えています。なお、国道256号の道路整備について、狭小区間の拡幅、バイパス化、防災対策を推進し、遠距離通学が少しでも解消されるよう、県、国に対して要望しております。

続いて統合によって佐見中学校が閉校し、その校舎を佐見小とすることによって、現在の佐見小学校の校舎等をどうするかについてお答えします。

まず、令和2年1月14日策定 学校再編に関する白川町教育委員会の方針において、使用しなくなった校舎等については、その立地条件等を考慮し、公共施設として再利用、企業の誘致、民間への譲渡、取り壊しなどを行っていくと明記しています。

閉校になった学校の体育館や運動場を社会体育施設として活用する場合は条例改正後に教育委員会の管轄において運用できますが、企業の誘致や民間への譲渡については教育委員会だけで対処できるものではありません。

議員ご提案の体育館を歌舞伎やスポーツに活用することは佐見地域の文化スポーツ向上のために有意義なものであり、閉校後、すぐに実現可能です。

また、議員ご提案の校舎を使つての水耕栽培についても貴重な提案と受け止めます。特に佐見小学校は給水管が廊下等見えるところに敷設してあり、その点は好条件です。ただし、その前に教育委員会としては、令和元年に国庫補助を受け

て設置した冷房装置を現佐見中学校、つまり新佐見小学校に移設し活用する予定です。その後、旧佐見小学校を教育財産のままとするのか、普通財産に変更し町として利用するのか、さらには企業を誘致するのか、民間に譲渡するのかは町民の総意で決めていくことになります。

閉校となった校舎の利用に関しては町が活気づくようないろんなアイデアを出していただきたく、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げ答弁とします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。5番。

(5番 田口守也君)

○ 5 番 ありがとうございます。地域におきましても、いろんな方から提案をいただいたりして、地域活性化になるように進めてまいりたいと思います。今後とも一つよろしく願いいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○ 議 長 5番 田口守也君の質問を終わります。

ここで、1時まで休憩とします。

(午前11時52分)

○ 議 長 再開します。2番 杉山哉史君。

(午後 1時00分)

(2番 杉山哉史君)

○ 2 番 それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

まずもって、町長にはこの度の町長就任誠におめでとうございませう。今後4年間の町の舵取り役として、そのご活躍を期待するものでございませう。

また、私もこの度の選挙において多くのみなさんのご支援を頂き、初当選させていただきました。3月までは答弁をする側でしたが、今回からは質問する側として執行部のみなさんと共に町の活性化を目指して前向きな意味のある議論をしていきたいと思ひますので、どうぞよろしく願いいたします。

私は今回町内経済活性化対策についてということで質問をさせていただきます。

人口減少と少子化が急速に進む白川町が将来に渡って存続していくため、住みやすい町であるためには、まずは町内の経済をしっかりと維持していくことが必要ではないでしょうか。そのためにはいくつかの課題があると思ひます。

一つには、働き手を確保すること。町内の若い人たちが、白川町を離れ都市部へ転出していく理由の多くに、町内には働くところがないということを挙げています。しかしながら、一方で町内の多くの企業、事業所では慢性的な人手不足や、従業員の高齢化が深刻となっており、特に医療、福祉、建設などの分野ではその傾向が顕著です。個々の事業所だけでは幅広く働き手を確保することは困難です。町を挙げて町内の事業所の情報や白川町で働くことの魅力などを発信し、幅広く働き手を募ること、また、将来的な後継者や就業者の育成を支援することが必要だと思ひます。

二つ目には、町内での消費を促進することです。人口減少で町内の消費者数は減少の一途をたどっています。それに加え生活圏の広がりに伴う都市部の大規模商業施設をはじめとする町外での消費の増加や、インターネットの普及に伴う通信販売の利用者の増加等により町内の小規模小売店や飲食店の経営は大変厳しい状況にあり、町内の店舗数は年々減少しています。町内の事業者が将来に渡って商売を続けていくためには、町の事業における支出先について今まで以上に町内の事業者の利用割合を増やしていくことや、町民に対して町内での消費を促していくことが必要だと思います。特に飲食業については、コロナ渦で通常の営業もままならず、非常に厳しい状況におかれています。

また、農林業の分野においても、後継者不足や価格の低迷は長年の課題であり、その解決策は容易には見つからないのが現状です。

そのような中、細江町長は所信表明で、施策の5本柱の第1に豊かな町づくりとして、儲かる農業、儲かる林業の実現、地産地消と地元消費者の町内回帰を挙げておられます。正に町内経済の活性化を目指すということだと思いますが、その具体的な内容についてお聞きしたいと思います。

まず、1点目ですが町内の様々な分野での働き手不足に対する認識はどのようでしょうか。また、その確保について、外国人労働者の確保も含めて町として今後一元的に取り組む考えはないでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はい、それでは杉山議員のご質問にお答えします。

全国の有効求人倍率は7月のデータで1.15倍となっています。同じく岐阜県全体では1.44倍、本町においては3.45倍となっています。今年2月の本町の求人倍率は2.73倍でありましたので、比較的高い求人倍率が続いていることから町内企業の人手不足が慢性化、深刻化していることが窺えます。また、後継者がいないため事業が継続できず、やむなく廃業する事業所、店舗もありご指摘のとおり将来的な後継者、就業者の育成が喫緊の課題であると承知しております。

現在、町が取り組む事業の中に、昨年と今年にかけ、町外を含む高校生・大学生に向け、町内企業のPRにより従業員募集に繋げる「企業探検」というイベント事業を、移住交流サポートセンターへの委託で実施しました。今年は町内の建設業や農業者など11社の事業所が参画し、高校・大学の生徒延べ61名が参加されまして、オンラインで会社紹介をされたところです。効果としては、参加した建設業のPR動画を見た方から働きたいとの連絡が1件、農業のインターンを希望した方も1名あり、次回に向けて更に参画する企業の拡大と、内容の充実を図ることとしております。

また、新たにマルチワークといった多種、他業種に関わる働き方により、必要な時期に必要な人材を斡旋する「特定地域づくり事業協同組合」の設立を進めております。町内の企業等が出資する協同組合をつくり、年間を通じて正規職員を雇用し、組合員である事業所に繁忙期の人手不足となる時期に派遣をするというものです。求人しても応募のない企業や、ある時期だけ人材がほしい農林業など、この協同組合が受け皿になることで、町内の若者の確保や町外からの移住希望者など人材を受け入れることができると思います。この事業も移住交流サポートセンターに委託をしており、現在は組合設立の発起人となる企業を選定し、来春の協同組合設立を目指しているところでございます。

町が主体となった一元的な取り組みではありませんが、町内事業所を側面から支援して参りますので、議員各位のご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

(2番 杉山哉史君)

○ 2番 高校生、大学生に向けた企業体験というのは、大変有効だと思います。数は少ないですが、2名の反応があったということは、喜ばしいことで、今後も進めていただきたいことですが、なかなか現役の学生だけでは都市部の求人も多いので、こういった中山間地域への就労というのは多くは見込めないのではないのでしょうか。できれば一般向けにですね都市部に向けてもインターネット等を使ったPRというのを進めていただきたいと思いますが、そのようなお考えはないか。

またもう一点、特に限られた業種ですけれども、医療、福祉分野での専門職の不足が深刻だと聞いております。町内の医療機関、福祉機関でも外国人労働者の雇用を考えておられるところもありますが、その確保には、それを紹介する事業所への手数料が非常に負担がかかるということも聞いております。それぞれの事業所が労働者を確保するためにかかる費用について、町として助成する考えはないかお聞きしたいと思います。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はい、まず現役の学生さんだけではなかなか募集してもというところでございますが、このイベントの一つのねらいとしまして町内の企業を知っていただくということ、町民の方にまず知っていただくということが一つありました。町から巣立っていく学生さん達にこういった企業があるからということで、一度外へ出て持ち帰っていただけるような受け皿がありますよ、というようなこともひとつのPRとして募集いたしました。ご指摘いただきました通り、一般の方に対してもこういったイベントを通じて町内企業の従業員の募集をするということで延長

させていただいて進めさせていただきたいなと思っております。

それから、医療福祉の分野で大変不足しておるということでございます。ハローワークを通じて町内の医療機関に毎回のように募集をかけておりますが、なかなか人材が集まらないという現状を承知しております。今回のイベントにも、病院関係者の事業所も参加をされましてPRをされました。そういうこともあってこの事業も継続するということでもありますし、外国人の雇用に関する費用につきましては、そういった経費がかかるということを承知しておりませんでしたので、その辺を確認させていただいてどんな助成ができるのか検討させていただきたいと思っております。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。2番
(2番 杉山哉史君)

○ 2 番 2つ目の質問に移らせていただきます。

コロナ対策として実施しておりますプレミアム付き地域振興券の発行や宅配送料に対する補助等は町民の関心も高く一定の効果を上げていると思っております。地域振興券が継続的な町内消費の刺激策となるためにも、一定割合のプレミアムを継続的に付与することや、時代の流れとして電子地域通貨に発展させること、また、インターネットを活用した町内物産品の販路拡大に町として取り組む考えはございませんでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 それでは、お答えします。新型コロナウイルス感染症はかつてない町民の生活に大きな痛手を与えました。特に町内の商工業、旅館業を営む事業者にとって、時短営業・休業を強いることとなり、国等の協力金の支給や町のコロナ対策補助金、町単持続化給付金など、事業者を支える施策を講じたところです。

昨年と今年の2ヶ年に渡り、国のコロナ対策臨時交付金を活用したプレミアム付き地域振興券・商品券の交付事業については、コロナ過をぬって町内の消費喚起に大きく貢献できたものと思っております。地域振興券の役割は、地域外へのお金の流出を防ぎ地域内で循環させることで、地域内消費を促すことにあります。プレミアム付きとすることで、購買意欲を高め、消費者を通じ事業者の応援ができます。この事業の継続については、プレミアム率や時期など、効果的な振興券販売ができるよう、前向きに検討したいと考えます。

地域振興券の電子化・電子地域通貨については、現在、企画課で導入に向けて課題整理を行っています。キャッシュレスと地域内消費を同時に可能とするツールとして大いに効果があると思っておりますので、商工会や美濃白川カード会とも連携し、導入を考えたいと思っております。

ネット販売による町内物産品の販路拡大については、現在、白川町商工会が行っておりますネットショップ美濃白川マルシェがございます、町内商店の特産品が販売されておりますので、この取り組みを町としては応援していきたいと考えております。以上でございます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

(2番 杉山哉史君)

○ 2 番 プレミアムの協力的な事業は検討していただけたという答弁だったと思いますが、おそらく地域振興券のプレミアムの無い年は大体3千万円程度、プレミアムを付与した年は2億7千万円程度の振興券の販売額があったんだと思います。それを見ても効果が大きいなということがわかります。コロナ対策でのプレミアム振興券はプレミアム率も非常に高いので、みなさんこぞって利用いただけたと思いますけれど、そのプレミアム率で継続していくことは非常に難しいとは思いますが、現在のプレミアムは多分1万円の地域振興券を買って500円、1万円以上はいくら買っても5万円買っても、10万円買っても500円だったと思いますが、金額に応じた一定割合のプレミアムを継続的に行っていくということについて前向きに検討していただきたいと思いますので、もう一度答弁をお願いいたします。

それから、電子通貨については、最近飛騨地域で行なわれているさるぼぼコインですが、あそこは範囲が広いのでなかなか比較はできないし、参考にできる所があるか分かりませんが、電子通貨は特に若い人が利用するという点については町内での消費にも非常に繋がってくるのではないかなと思いますので、もし検討の内容が具体的な所があればお聞きしたいと思います。

最後に美濃白川マルシェですが、私もあることは承知をしておりますが、覗いてみますと非常に内容は乏しいのではないかなと考えております。これを発展させる意味で町が最大限支援をして広げていっていただきたいと思います。その辺りの考えをお聞きしたいと思います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長

(町長 細江茂樹君)

○ 町 長 地域振興券の方は私の方から説明させていただきます。この件は本当に皆さん広く使ってみえますのでありがたいと思っていますし、こちらも発行するにあたっていいかなと思っています。ただ、今回はですねプレミアム地域振興券700円という券なんですね。あれをもう少し500円位にしてやるというのもいいかなと、提案もしながらしっかりやっていきたいなと思います。500円で印刷等手がかかってくるかもしれませんが、使い勝手というところであれば、500円が妥当かなと思っています。高齢者の方についてもやはり使い勝手がいいかなと

思いますので、その辺もしっかりやっと思いいます。電子通貨については企画課長に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○ 議 長 企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はい、地域の電子通貨につきましては先ほど例を出されました、さるぼぼコインですかね、例があがりました。あの例は銀行と提携をしてやられるという形で飛騨地区で広く起用されているとのこと。現在、町で考えている所はチーカという名前になりますが、全国的には数自治体に取り組んでおるといものがございます。それを活用して地域振興券に変わるものとして考えておりますけれども、内容につきましては現在使っているカード会のポイントカード、ああいったもののイメージ、それから若い方についてはスマートフォンを使ったアプリを入れていただき、地域振興券に変わる例えば1万円分のポイントを付けてそれを町内で消費していただく、店舗ではQRコードの読み取り機を付けていただいて決済できるという仕組みになっております。

課題はやはり高齢者のスマートフォンが利用できない方がございますので、地域振興券の紙ベースの物も併用して活用していくということを今考えております。そういった課題を少しもっておりますので、先ほど言いましたカード会や商工会とも連携してより良いものになるようにしていきたいと考えております。以上です。

○ 議 長 副町長。

(副町長 佐伯正貴君)

○ 副町長 ちょっと補足だけ。今、キャッシュレスの電子通貨の話がありましたが、実際見ておると電子通貨では無いですが、例えばお店の方で会員カードのようなもの、ポイントカードがあつてそこに事前にお金をチャージして買い物されておるのを見ていると結構あります。そうすると現金の受け渡しは今お店の中になんか少なくなっている状況になっていますので、使い方はキャッシュレスで今の振興券の部分で振興券の所で使ったらポイントが付くと、そんな利用もできますし、将来的には住民基本台帳カードですか、マイナンバーカード、あちらの方もなかなか利用が進まないの、これから先、国がどのように進めていくかわかりませんが、町単独で、そのカードを使った何かという中でそういったキャッシュレス化を考えていけることができたなら、まだ大分将来的にはなるとは思いますが、こういうのも考えていかなければと、それからネット販売のことですけれども、確かにずいぶん前からこのマルシェはありますが、そんなに活用されているということも聞きませんし、拡充は難しいのかなと思います。外向けのショップというか、町の産物を外の方に買っていただくということになるとは思いますが、これから

高齢化がだんだん進んできて、今のスマホなどを使いになられる方が更に歳をとられる時になった時には、70歳になった時も80歳になった時もそれが使われるのかなと思いますので、そうすると買い物事態をなかなか町内の方も自分で行ってする事ができない、重たい物を買って自宅まで運ぶこともなかなか難しくなるということも考えられますので、外向けだけではなく町内の中の方が使えるような、そういったインターネットを使ったショップというのもこれからは考えていく必要があるのかなと思います。確かに今の状態ではなかなか進んでいかないところもありますので、商工会、商店街さんと相談をしながらもう少し工夫した方がいいのかなと思います。

- 議 長 答弁が終わりました、再質問どうですか。2番。
(2番 杉山哉史君)
- 2 番 もう一点追加してお聞きしたいと思いますが、地域振興券は大変有効だというお話がありましたけれども、振興券の中でも商業商店が主体となって行っておるカード会、今回の振興券の中でも700円のほうですね、先ほど町長の方でも話がありましたけれども、そのカード会の券をさらに普及することが、小規模小売店の活性化につながっていくのではないかと思いますけれどもこのカード会の商品券について更に力を入れていった考えはないかお聞きします。
- 議 長 答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 はい、今の美濃白川ポイントカード会については、町内の商工者がすべて加入しているというものではありません。加入率を上げるということで、今取り組んでいただいておりますが、管内としては、今の機械が古くなっているということで、更新をしないといけないということもあり、今回この電子通貨を導入するにあたりそれに代わるものにとということで、町の方は考えております。継続をするのか、それを使っていくのかは今後の話し合いの中で決めていきたいと思っているのでよろしく願いいたします。
- 議 長 答弁が終わりました、再質問ありますか。2番。
(2番 杉山哉史君)
- 2 番 はい、別の質問に移らせていただきます。町の発注する業務や物品購入についてはこれまでも町内の事業所に努めてこられたことと思いますが、その割合はどの程度で、今後更にその割合を増やしていくことは可能でしょうか。また、その考えはありますでしょうか。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 はい、それでは、3点目の質問については私の方から答弁をさせていただきます。

す。町が昨年発注しました物品購入等の入札における町内業者の利用状況について、説明させていただきます。昨年の物品購入の入札件数は15件、その内町内の業者が参加しました入札は11件であり、内、町内の方が落札した件数は7件、64%という状況です。ちなみに委託事業、工事については、町内の業者が参加した入札については、委託で15件、工事で42件ですが、全ての業務で町内の業者が落札されています。町内の指名登録業者を極力選定するようにしておりますが、どうしても、町内の業者では施工や受託ができないなど、特殊な案件については入札自体に参加できないこととなりますので、町外の業者へ発注せざるを得ない事業も出てまいります。町としても、町内事業所の利用を増やしたいという思いはかねがね持っておりますので、なかなか妙案はございませんが、まずは指名業者としてしっかり登録していただくことの推奨と、入札を伴わない軽微な物品の購入等において、カタログ購入などを行っている事案も散見されますので、そうした事案について町内利用を徹底してまいりたいと思っております。

今まで以上に町内利用を増やすことはできないか、発注においては常にそうした視点を持つよう今後も指導してまいりますので、また、お気づきの点があればご指導いただければと思います。

- 議長 答弁が終わりました、再質問ありますか。2番。
(2番 杉山哉史君)
- 2番 はい、今、入札について大体の実績を挙げていただきましたが、町が発注するものについては入札だけではなくて、随意契約等で購入したり、発注しているものもたくさんあります。その辺りに対する認識をお伺いしたいですし、もう一点、町の直接の支出では無くても、補助団体でありますとか交付金の交付団体そういったところについて、今まであまり町内事業者の利用について指導がしていないのかなあとと思いますけれども、そういった団体に対する今後の考え方についても質問したいと思います。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 はい、町が購入しておりますいろんな物品に対して、町内の利用割合については調査はしておりませんが、出先も含めまして7割程度が町内での購入になっているのではないかなとそんな印象を持っているところであります。先ほども申し上げましたが、まだ、安価で早いといったことでカタログ等で購入している事例やまた学校や保育園といったそういった場所での購入においても町内利用が徹底されるよう、そんな所はまた教育委員会を通してスタートしていただきたいなとそんな風に思っているところであります。

また補助団体、また補助要綱での支出した所に対する町内企業については、一

部の要綱には町内の購入をといたような事が出ている要綱もありますけれども全てではありませんので、もう一度そういった要綱についても確認してまいりたいなと思います

- 議長 答弁が終わりました、再質問ありますか。2番。
(2番 杉山哉史君)
- 2番 次、4点目の質問に移ります。コロナの第5波はようやく収まりつつあり、緊急事態宣言も解除されました。幸い白川町ではごく少数の感染者にとどまり町内の皆様の感染防止への取り組みに感謝するところであります。これまで本町では、国や県の宣言や対策に準じて感染対策をとってきましたが、飲食店等の状況やお年寄りの孤立化等鑑みると、今後は町内の感染状況に応じて町内での積極的な外出や経済活動の再開を呼び掛けるなど町独自の対策をとるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 新型コロナウイルス感染症の町内の状況については、町民一人ひとりの感染防止対策の積み重ねにより、落ち着きをみせている状況になったと感じるところです。引き続き感染防止の努力を、町民も町内飲食店等事業所も継続していただき、安心して外出できる環境をつくっていただきたいと思います。コロナ禍で消費が落ち込んだ町内事業者の支援策として、新たに2つの事業を行う予定でございます。
 - 1つは広告宣伝支援事業補助金です。町内事業者が行う広告宣伝、パンフレットの作成やクーポン券等の印刷の費用、看板、ノボリの作成、ネット販売の開設費用など、営業活動に係る費用を20万円を限度に助成します。
 - 2つ目は事業所福利厚生促進事業です。事業所の従業員等の弁当購入費用・一人千円分の地域振興券の交付や、ウォーキングや軽スポーツ等の健康増進の取り組みに対し、一人2千円分の地域振興券の交付を行います。これらの事業を積極的に活用されることで、町内消費の喚起に繋げていただきたいと思います。現在、プレミアム付き地域振興券1口10,000円が12,400円分の振興券と商品券になり、3口まで購入できるものですが、12月30日まで販売しております。来年の2月28日まで使用できるものですが、まだまだ販売が伸びておりません。先程の事業のPRと振興券の購入について、町の広報やCCネットで周知をし、消費喚起を図ってまいりたいと思います。以上でございます。
- 議長 答弁が終わりました、再質問ありますか。2番。
(2番 杉山哉史君)
- 2番 緊急事態宣言解除後の事業所に対する対策は行っていただくということは良く

分かりましたけれども、引っかけたのは今後も第6波、第7波が来るかもしれませんがけれども、白川町の感染状況に応じた制限ですとか対策、県が緊急事態宣言が発令されていた訳ですけど、白川町ではその期間、おそらく2名位ですかね。感染者は、クラスターもないといった状況の中で県に準じて営業の制限をしたり、外出の制限をしたりする事があるのか。

お年寄りもなかなか外に出る機会が無くて、お店なんかも行けないというような状況の中で今後は国、県の方針はあるかと思えますけれども町独自で対策、制限等を行っていくべきではないかと思えますがいかがでしょうか。

- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 はい、緊急事態宣言中につきまして、町内の商店を含めまして、休業、時短営業ということで、国からの要請で行いました。これに準じて町の方も同じような指導をさせていただいて、同じく第3セクターについても当然営業については忌避措置ということで休業等、飲食店については休業等行いました。この辺の判断につきましてはやはり感染状況を見て判断するという事で国に準じて行っております。今後につきましても町単独です判断するのは大変難しいところもございますので、国、県の状況に応じてということ、あるいはみなさんおっしゃられますように町内の年配の方の健康状態そういったところも配慮しながら感染状況に応じて独自の方法も当然考える必要もあろうかと考えますが、現時点では準じた形で対策を講じるということしていきたいと思っています。以上です。
- 議長 答弁が終わりました、再質問ありますか。2番。
(2番 杉山哉史君)
- 2番 最後の質問に移らせていただきます。町として町民に対し町内消費を積極的に呼びかけていくということのために、町や町民、町内事業所などが町内消費に努める事を努力目標として定める条例。目標を定めるという条例なんですけれども、そういった条例で皆さんに呼びかけるというのも一つの方法ではないかと思えます。町として町長のおっしゃっている地産地消と地元消費者の町内回帰、これをどのように進めるお考えでしょうか。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。
(町長 細江茂樹君)
- 町長 まず最初に、地産地消、地元消費者の回帰という現状を少し説明させていただきますが地産地消の商品、地元産の農産物、加工品の販売については、道の駅ピアチャーレや野菜村チャオで、町外からの来町者を中心に販売されておりますが、野菜村チャオにおいては、お客の3割から4割が町内の方となっており、金額的にはどれくらい分かりませんが、地域振興券を使ってみえる方を見ていると

チャオの方はそれぐらい行っているのではないかと思います。その中では地元産の野菜を求める方が多いことがわかります。町内スーパーでも販売される、町内産大豆を使った佐見とうふは、昨年売上2,400万円のうち、町内の消費は1,500万円となっており、ここでも地元産を購入される方が多いかなと思っております。学校給食センターの地元産食材の利用につきましては、令和2年度の主食米の20.5%を地元営農組合から仕入れており、9月までは月1回だったのを、10月からは月2回を地元米にする予定であり、地元食材を知ってもらう「食育」を継続しております。

地産地消を進めるには、地域の宝ものを地域住民がしっかり理解し、自分たちの宝を自分たちで利用するとの認識を持っていただくことが必要と考えます。その認識を深めることが、地元消費者の町内回帰に繋がるため、町内生産物の付加価値を町民が誇りに思っていたくよう、情報提供、PRを行っていきたく思いますし、合わせて、地域振興券を活用して町内消費を積極的に進めたいと思っております。

また、議員が言われる条例制定ですが、これにつきましてはまず地産地消と定義しているものは主として、農林水産物を生産された地域において消費する取り組み、地場生産、地場消費を想定しております。また、地域内消費となる農林水産物かサービス業などの商工業も含んだ町全体の経済を指すものと考えております。この地産地消と地域内消費は対象や効果において若干の違いがあるため、同一条例では難しいと思われまので、考え方として別々になろうかと思います。この提案のあった条例の内容は本定例会で可決いただきました公共交通条例のような、慈善事業例かと思われまですが、内容的には町、町民、事業者、生産者の役割等の記述になろうかと思います。また、条例の制定は町のすべき意思を広く町民に周知することは良い事でございますので、まず何が問題なのかクリアすべき件のその可能性について消費者、生産者、利用者など今まであまり意見を交わしたことの少ない方々から広く意見を聞く必要があると思います。その中でそれぞれの立場の意識が実現され最終的に条例制定までたどり着ければと考えております。すぐに実行は難しいですが、まずはそこから始めたいと思いますのでよろしくお願いたします。

あと、参考にですね今条例を作っている所近場で羽島市が作っています。羽島市は地産地消ということで、地元の物を作ってくださいというような条例を作ってみえますが、ただこれを私もしっかりと把握しておりませんので、参考にしながら町にあてはまるところがあれば参考にし皆様と協議しながら進めていけたらいいなと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○ 議 長 答弁が終わりました、再質問ありますか。2番。

(2番 杉山哉史君)

- 2 番 条例は一つの参考として申し上げたことであって、条例を制定すればそれをきっかけに町民の人に呼びかけることも出来るということです。条例がなくても一番町長にお願いしたいのは町長がトップセールスとして町長の口から町民に町内の商店を使いましょう、町内で消費しましょうそういう事を常日頃から呼びかけていって欲しい。例えば食料品を買う時も若い人が、週末に美濃加茂市、可児市の方へ行って買う、下呂市に行って買うという方が多いかもしれませんが町内に無いものは郊外で買って来て、町内にあるものは地元に戻って買っていただく、ガソリンも下の方へ出て行って入れてくるかもしれませんが、町内のガソリンスタンドに入れてもらう、何に付け一人一人が町内の費用が無くなってしまふ、町内の事業所が無くなってしまふ気持ち、危機感を持ちながら一人一人が町内の消費に努める事そういったことについて町長の口から呼びかけていっていただきたいと思っておりますが、町長のお考えはどうでしょうか。

- 議 長 答弁を求めます。町長。

(町長 細江茂樹君)

- 町 長 はい、今の杉山議員の言われるようにですね、私も先頭に立って地域の物を安全、安心な商品だとPRしながらそれを選んでもらうのは町民の方ですので、それをしっかりPRしながら外へも発信していきたいと思っておりますので、議員の皆様にも協力をお願いしながら、議員の皆様にもPRして頂けたらありがたいのでよろしく願いいたします。

- 2 番 以上で質問を終わらせていただきますありがとうございます。

- 議 長 2番杉山哉史君の質問を終わります。次に3番 伊佐治優君。

(3番 伊佐治優君)

- 3 番 はい、それでは、議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。はじめに、私、今回議員にさせていただきました。どこまでできるか分かりませんが、執行部と一緒により良い白川町になるように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問にはいりますが、防災対策についてという事で3点ほど質問させていただきます。最初に防災士の活用ということでございますけど、地球温暖化により気候変動が進み、ここ数年梅雨時期から夏場にかけて不安定な天気が続いています。白川町では昨年、7月が天候不順で豪雨もあり、今年は8月のお盆に豪雨がありました。飛騨川や白川の各河川の増水により、河岐地区の冠水があり、今まで10年に一度程度だったものが、2年連続で起こっております。また、発令する条件が変わってきたとはいえ、注意報、警報の発令件数が多くなっております。そんな中で、役場職員をはじめとした、消防団、各自治協議会長等防

災に携わる皆さんは大変な思いをされていたと思います。さて、防災力向上のための十分な意識、知識、技能を有する者と認められた人として、防災士の資格があります。防災士の活動として平常時には、防災意識、知識、技能を活かした啓発、災害に備えた自助、避難所の運営など公的組織やボランティアの人たちと協働するとありますが、この資格を取得している方が白川町にも多数おみえと思いますが、行政の防災事業に採用することは検討されていないかとお尋ねします。

一つの例として各協議会や各自治会の地域に合うハザードマップの作成や地域の意見をふまえた防災計画や防災訓練の検討、作成、指導など、行政と一緒に防災を考えていければと思いますが、どうお考えでしょうか。

○ 議長 一つ目の質問を終わります。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 はい。3番伊佐治議員の質問にお答えします。

防災士を町の職員として採用する考えはないかのご質問ですが、結論から申し上げます、防災士に限りませんが、町としても、そうした防災についての知識が豊富で、経験値の高い方に町の防災力向上のためにご活躍いただきたいという考えは、近年の異常気象からも、以前にも増して強く感じているところでございます。防災士につきましては議員の質問でも触れていただいておりますが、防災の意識と知識と技能を有することを日本防災士機構が認めた資格であり、現在全国で21万人を超える方が認証されています。町内で資格を有する方は、現在23名と把握をしていますが、中には、各地区の災害対策連絡協議会の一員として活躍しておられる方もありますし、一部の方ではありますが、防災士会を立ち上げ、活躍の場を広げようとする動きも見受けられるところです。議員ご指摘のとおり、各自治会等において、防災の知識を活かしてご指導いただけることは、防災力を高めるうえで理想ともいえますので、資格をお持ちの方の一層の活躍を促す方法についてもあわせて検討を進めてまいります。

町職員への登用については、例えば美濃加茂市では、消防署職員のOBの方を危機管理監として採用しておられるように、他市町村ではそうした方を採用するケースも見受けられますので、防災についての知識が豊富で、経験値の高い方については幅広く考え、適任者の採用について前向きに取り組んでまいります。以上答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。
(3番 伊佐治優君)

○ 3番 はい、前向きに取り組むという答弁でございましたが、正直待ったなしで、昨晚の地震ではございませんが、防災についても待ったなしの状況になってきており、採用について、明確にはと思いますが目標があればお聞かせいただきたいと

思います

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 はい、まず適任者があるかないかそこが一番問題にはなりますけど、町としましてもできるだけ早期に出来ればなど、次年度の採用に向けて動いていきたいなと思っております。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。
(3番 伊佐治優君)
- 3 番 はい、続いて、消防活動についてでございます。緊急時の団員活動についてお聞きします。平常の消防団活動は大丈夫だとは思いますが、最近の豪雨による道路の通行止め、特に国道41号の通行止めにより消防団活動が充分機能しない事が心配されます。火災、災害などの緊急時には消防団の活動は必要不可欠ですが、道路の通行止めにより、所定の人数が集まる事が出来なく消防団活動に支障が出てくると考えられます。数年前より団員不足を補い円滑な消防団活動が行えるよう機能別消防団を整備してきたと思いますが、機能別消防団の活動内容や、今後の整備予定、緊急時の対応についてお尋ねします。
- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 はい、機能別消防団についてお答えします。消防団の定数については、平成4年に500人から445人に、平成12年から400名として以来、町ではこれまでその人数を変えておりません。定数見直しの議論はずっと続けておりますが、人口は減っても、面積は変わらない中で、町の防災力を維持しようとする、簡単には減少させるわけにはいかないということが背景にあります。近年の異常気象は、さらにこの議論を難しくしています。

町内で新たな団員の確保が難しくなる中で、町外に住居を構え、町外から町内に通勤する団員も増えています。そうした現状の中、災害等で不足する消防力を補完するため、なんとか今の定数を確保するために、平成25年に第5分団、佐見地区で始まったのが機能別消防団員の制度です。以来、平成27年に第2分団で、平成29年には第1分団と第4分団でもご協力いただくこととなり、今年の機能別団員数はあわせて55名となっています。基本的には団員とは違い、普段の訓練等に参加を求めることはありませんが、いざという時には災害現場に駆けつけていただき、消火活動等にご協力をいただくというもので、令和2年度には23名の方に実際に出動いただいています。訓練はないと申し上げましたが、夏季訓練にはご参加いただいて、機動訓練等で今の器具機材にも触れていただいています。定数見直しの議論と並行して進めていくことにはなりますが、特に平日

日中の有事への対応等を考えますと、いずれ第3分団でもご協力をいただくことになろうかと思えます。消防団員と機能別消防団員の役割の明確化や処遇改善を図りながら、白川町に合った防災力の維持について引き続き検討を進めてまいりますので、関係各位の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。
(3番 伊佐治優君)
- 3番 はい、ありがとうございます。機能別消防団は今55名ということですが、平日の昼間、夜間もということになるかもしれませんが、町内に在席している人は少なく、外へ働きに出ている方が多いということがありますので、それを含め機能別消防団も今後減るということも考えなくてはいけないと思いますけど、それにつきましても、やはり危険な事もございます。その点についてはどのようにお考えかお聞かせください。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 はい、機能別団員についてはこれからも人口減少が続いておりますので、それぞれ各地区においてご協力を更にいただいでいくことになると思います。機能別団員の確保のためにできる処遇改善ということを先ほど申し上げましたけれど、対応の強化を図って機能別団員としてご活躍いただける体制の維持に努めてまいりたいと思います。
- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。
(3番 伊佐治優君)
- 3番 はい、機能別消防もそうですが、一部には団員報酬の改定もあるというお話を聞いておりますが、わかる範囲でよろしいですがお聞かせいただけますか。
- 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 はい、全国的に消防団員の減少が大きな課題となっておりまして、国の方でも先ほど申し上げました処遇改善を図るよう通達がでております。今、来年の春、4月からですけれども、全国的に白川町でいいますと現在の出動手当2,000円でございますけれども、この手当について8,000円に増やすような国からの通達が来ております。白川町においても、来年の4月の条例改正をしていく調整をしているところでございます。機能別についても合わせて処遇加算を図りたいとそんな風に思っております。
- 議長 次の質問をお願いします。3番。
(3番 伊佐治優君)
- 3番 はい。それでは、次の質問をさせていただきたいと思えます。大規模盛土箇所、

砂防治、治山堰堤の状況という事であります。今年7月3日午前10時半頃、静岡県熱海市で大規模な土砂災害が発生しました。これは、停滞した梅雨前線により東海地方から関東南部にかけて記録的な大雨となり、熱海市では48時間雨量が321ミリの降雨量を記録しました。テレビのニュースを見られたと思いますが、土石流が発生し市街地を襲いました。原因として静岡県は上部、土石流の元の上でございませ盛土部に配水設備が無いとの指摘で、不適切な盛土工法により、破壊したとの見解を示しました。

さて、白川町でも残土処理場として何ヶ所か盛土箇所があると思います。これらは、熱海市の盛土と比較するとはるかに小規模であり、排水施設なども設置してあると思いますが、8月の豪雨時には400ミリ近い降水量を記録しており、下流には、人家、工場などあり崩壊した時の被害が心配されます。現状での盛土箇所はどのようになっているか、点検など対策はされているかお尋ねします。

また、土石流を防ぐためにある砂防治山堰堤ですが、放水路まで土砂が一杯に堆積している堰堤がほぼすべてではないかと思えます。機能回復の為には堆積土砂を除去することが必要になります。町内の各堰堤で土砂撤去が予定されている箇所はどのくらいあるのでしょうか、お尋ねします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門官。

(林業専門監 梶浦善孝君)

○ 林業専門監 3番、伊佐治議員の「大規模盛土箇所、砂防・治山堰堤の状況」についてのご質問にお答えします。砂防堰堤と治山堰堤は同じような形状のコンクリートを主体とした堰堤ですが、それぞれ設置目的が異なります。砂防堰堤は豪雨時に発生が予想される土石流を待ち受けて補足する機能を持った堰堤で、堰堤上流部に土砂を貯める空間があります。一般的には治山堰堤より大きめに作られる堰堤です。一方、保安林機能の維持増進を図るために施工される治山堰堤は、大きく分けて2つの構造があり、一つは堰堤完成時に放水路の高さまで土砂を埋める構造、もう一つは上流部に不安定土砂が確認された場合、その土砂を待ち受けて貯められる機能を持つ構造です。これらの治山堰堤については、現在、多くの箇所で施工されているものが放水路の高さまで土砂を埋める構造となっています。この構造の機能は、豪雨により溪流が深く浸食されることにより、同時に山腹斜面の裾も削られ、そのことから発生する山腹崩壊を防止することです。

治山堰堤は市町村の要望により岐阜県が施工されますが、その後の施設点検も岐阜県が行っており、堰堤に破損が見られるとき、また土砂が異常堆積していることを確認したものは、堰堤の補修及び異常堆積している土砂の除去を行っています。しかし、多くの既設堰堤があるため、異常堆積の発見が遅れる場合もあります。そのため、そのような堰堤を見つけられた場合は、農林課まで報告してい

ただければ、岐阜県当局へ土砂除去を要望します。

また、町内には治山堰堤が186箇所施工されており、異常堆積を確認し、除去の計画をしているものが一箇所あると確認しています。また、令和2年度に下佐見稲田地区の堰堤の土砂除去を岐阜県に要望し、実施していただいた実績がありますのでこれを報告し、答弁といたします

○ 議長 はい、建設環境課長。

(建設環境課長 藤井充宏君)

○ 建設環境課長 ただいま林業専門監から、砂防堰堤と治山堰堤の違い、治山堰堤の堆積土砂撤去の予定について答弁がありましたので、私からは、砂防堰堤の堆積土砂撤去の予定と、残土処分場の現状及び対策についてお答えします。まず砂防堰堤ですが、治山堰堤と同様、岐阜県が施工し管理しています。岐阜県によると、砂防堰堤は町内に58ヶ所あり、定期的および豪雨の後にパトロールしており「現時点で土砂撤去が必要な砂防堰堤はない」と判断しているとのこと。

議員がおっしゃるように、土砂が堆積している砂防堰堤も見受けられますが、この土砂は計画堆積量と言って、それがあつて土石流のスピードを遅くする効果があるもので、撤去の必要がない土砂となります。今後、計画堆積量を超える堆積土砂が確認された場合は、土砂撤去するものであるとご理解ください。

最後に、残土処分場ですが、町内の企業が管理する処分場が、赤河に1ヶ所、黒川に3ヶ所あります。このうち3ヶ所は受入れが完了、現在稼働中は黒川大野残土処分場のみで、約4万5千㎡の計画量に対し約3万5千㎡の受入れ量となっています。町内の処分場は、すべて土地開発協議の承認を受け、排水対策や盛土勾配なども検討された安全な設計がされており、計画に沿って適切に処理されています。管理事業者による点検は、稼働中の処分場では毎日、完了した処分場では定期的に行われており、豪雨の際には、すべての処分場が排水不良や盛土の形状に変化がないか点検しています。熱海の盛土崩落事故もあつて、残土処分場の安全性が注目されています。町内の処分場においても周辺住民の方に不安感を与えないよう、事業者には、引き続き適切な管理と、場合によっては十分な説明責任を求めていきたいと考えます。以上でございます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問求めます。3番。

(3番 伊佐治優君)

○ 3番 はい、ありがとうございます。先ほどの砂防堰堤につきまして、丁寧にお答え頂きまして、ありがとうございます。ただし、今説明頂いたものは理解させていただいたのですけれど、自分の家の上流に砂防堰堤がある現状の中皆さんでございまして、砂防堰堤の機能、ある程度の堆積は仕方ないとお話ですが、これについては理解されていない部分があるのではないかなと思います。その対策

の一例ではございませんが、洪水があったり、土砂があふれたりした際はサイレンを鳴らすといった警報装置をやっている箇所が、よその県ですがあると思います。何処ということはありませんが、そういう警報装置の設置について、県にお願いしなければいけないかと思いますが、そのような事をお考えではないかお尋ねします。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。
(建設環境課長 藤井充宏君)
- 建設環境課長 砂防堰堤の土砂が土石流との恐れがある場合の警報装置の設置をということでした。町の方から最近県の方へお願いした事は無いとは思いますが、そういった物について県がどの程度考えておられるかということにつきましては、一度確認しまして内容をよく研究しまして、要望等についても検討して参りたいと思います。
- 議 長 答弁が終わりました。再質問。3番。
(3番 伊佐治優君)
- 3 番 最後、今の砂防施設のことについてですが、今申し上げましたが地域の方はなかなかご理解ないかもしれませんので、今一度何らかの形で広報していただくようなことができないかという質問を最後にさせて頂きたいです。
- 議 長 質疑が終わりました。答弁を求めます。林業専門官。
(林業専門監 梶浦善孝君)
- 林業専門監 はい、先ほど説明した治山堰堤が、砂防堰堤よりも小さいことそして、堰堤の上流部が放水路まで埋まっていること、それが治山事業ではそれが設計ということになっていますが、住民の方がそれをなかなか理解してもらえないということです。広報などに治山事業、砂防事業の目的の違いの説明をさせて頂きたいと思います。
- 議 長 3番 伊佐治優君これをもって質問を終わります。
- 3 番 はい、分かりました。
- 議 長 一般質問を終わります。ここで10分間休憩をしまして14時15分まで休憩とします。 (午後2時05分)
- 議 長 再開します。 (午後2時15分)
上着を脱いでいただいても結構ですので楽な姿勢でお願いします。
- ◇日程第3 発議第6号「庁舎建設特別委員会の設置について」
- 議 長 日程第3 発議第6号「庁舎建設特別委員会の設置について」を議題とします。
- 議 長 説明を求めます。7番 梅田みつよ君。
(7番 梅田みつよ君 登壇)
- 7 番 発議第6号「庁舎建設特別委員会の設置について」議案および提案説明を朗

読み、説明した。

- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
発議第6号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第6号「庁舎建設特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決されました。
- 議長 お諮りします。この際、「庁舎建設特別委員会の選任」を日程に追加することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、「庁舎建設特別委員会委員の選任」を追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。
暫時休憩します。(午後2時19分)
- 議長 再開します。(午後2時20分)
- ◇追加日程第1 「庁舎建設特別委員会委員の選任」
- 議長 追加日程第1 「庁舎建設特別委員会委員の選任」を議題とします。委員の選任については、9人全員の委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、9人全員を選任することに決し、直ちに委員長、副委員長の選任を行います。委員長及び副委員長は白川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。
よって、委員会開催の為暫時休憩します。(午後2時21分)
- 議長 再開します。(午後2時30分)
- 議長 只今、庁舎建設特別委員会において互選されました、委員長、副委員長を事務局次長をして報告させます。事務局次長。
(議会事務局次長 今瀬恵美君)
- 議会事務局次長 はい、庁舎建設特別委員会委員長に渡邊昌俊君、同じく副委員長に三戸勝徳君、以上です。
- ◇日程第4 発議第7号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」
- 議長 日程第4 発議第7号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源

の充実を求める意見書について」を議題とします。

- 議 長 説明を求めます。7番 梅田みつよ君。
(7番 梅田みつよ君 登壇)
- 7 番 発議第7号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
発議第7号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、発議第7号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

◇日程第5 発議第8号「こども庁の設置を求める意見書について」

- 議 長 日程第5 発議第8号「こども庁の設置を求める意見書について」を議題とします。
- 議 長 説明を求めます。6番 佐伯好典君。
(6番 佐伯好典君 登壇)
- 6 番 発議第8号「こども庁の設置を求める意見書について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
発議第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、発議第8号「こども庁の設置を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。
- ◇日程第6 「岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」
- 議 長 日程第6 「岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。
岐阜県後期高齢者医療広域連合208条第1項に規定する、広域連合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により氏名推薦にした

いと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、選挙は指名推薦にて行うことに決しました。お諮りします。指名については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。
- 議 長 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、町長細江茂樹君を指名します。
- 議 長 ただ今、議長が指名しました細江茂樹君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、只今指名しました町長細江茂樹君は岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。ただ今、当選された細江茂樹君が議場におられますので白川町議会会議規則第33条第2項の規定により当選を報告します。

◇日程第7 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

- 議 長 日程第7「閉会中における議会運営委員会の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から所管事務のうち、白川町議会会議規則第75条の規程によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決しました。

- 議 長 以上をもって、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。お諮りします。今期定例会は、本日をもって閉会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって本定例会は、本日をもって閉会とします。

- 議 長 ここで、町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。(町長 細江茂樹君 登壇)

- 町 長 第3回定例会にあたりまして、私どもが提案をいたしました諸議案につきまして、私どもの提案しいたしました。諸議案につきまして、全てをお認めいた

だきましてありがとうございます。

議案審査の過程で意見をいただきました。そのことに対しまして皆様方の意見を反映させるよう努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、補正予算につきましては、執行にするにあたり、皆様方のご協力を得ながら慎重に執行してまいりたいと思っております。

一生懸命頑張っていくつもりでございますので皆様方のご指導をよろしくお願いいたします。閉会の挨拶をさせていただきます本当にありがとうございます。

- 議長 これをもって令和3年、白川町議会第3回定例会を閉会いたします。
どうもご苦勞様でした。

(午後2時46分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議員

議員